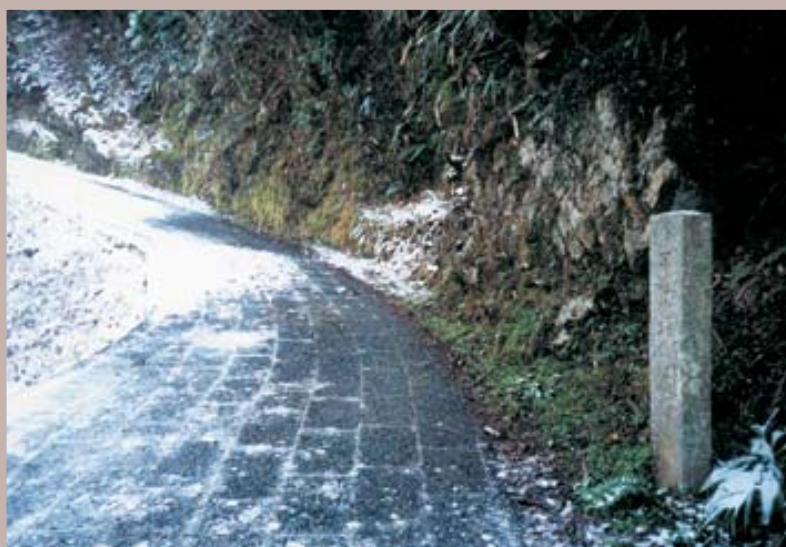


和歌山県立

もん びよ かん
文書館だより

第14号 平成16年2月



不動坂

雪の高野街道



極楽橋



神谷

風景の歴史④

大正時代の高野街道

高野への道といえば慈尊院から上がっていく町石道や、近世のメインルートである橋本―学文路―河根―西郷―神谷―不動坂―女人堂の高野京街道がよく知られていますが、今回取り上げるのは、大正期に入ってから唯一の高野街道となった高野口駅―推出―長坂―神谷ルートです。

幻の車道

紀和鉄道の開通

明治33年11月に、紀和鉄道（和歌山―五条）が全通し、34年3月に名倉駅が設置されてから、推出を通り最短コースで高野山に到達できる高野往來が俄然脚光を浴びてくることとなります。また、明治36年1月には名倉駅が高野口駅と改称され、名実ともに高野山の玄関口として活況を呈してきます。高野口駅の乗降客では、明治37年度に早くも橋本駅を抜き13万3824人（乗客6万7613人、降客6万6211人）と和歌山駅、粉河駅に次ぎ第3位となりました。

一方、明治30年代初頭より、県は高野へ通じる車道の整備に全力で取り組んでいましたが、当時の県道高野街道である高野京街道のうち橋本から河根まで、3万円以上投じて改修した段階で断念していました。河根から神谷までは、従来からの西郷ルートは傾斜がきつく車道に適せず、東郷からの迂回路も工事困難でし

た。

今の感覚で車道というとな、もちろん自動車を通る道を想像しますが、人力車や荷車が通れる道ということ。和歌山県に自動車が登場するのは大正2年からです。

早すぎた古沢・矢立線

高野参詣の人の流れが、高野京街道から高野往來に移りつつあったこともあり、つぎに県が計画した車道は高野口駅―推出―古沢―矢立―大門ルートです。工事は10万円で、当時の県予算の1割に相当する大事業でした。しかし、この計画は、明治41年・43年とも県会で否決され、42年に至つては県会提案前の県参事会の場で撤回に追い込まれました。

結局、明治43年県会で高野への車道そのものを断念し、里道高野往來を県道と認定し、快適な人馬道として整備することが

ほぼ確定しました。なお、「鉄道の計画がある。距離が遠すぎる」と県会で評判の悪かった古沢、矢立まわりの道は、半世紀後の昭和35年道路公団の高野山有料道路としてよみがえります。

新高野街道の発展

厳選された県道

和歌山県にとって長年の懸案であった県内の道路体系が出来上がったのは、明治45年6月の「道路に関する経費支弁並びに補助規則」からで、大正2年4月1日から施行されました。従来指定していた県道のなかには龍神街道の城ヶ森越えのように廃道状態のところもあったことから、交通量や道路の実態に即して、現



和歌山県管内図（『和歌山県統計書』大正2年版付図）より、高野街道関係箇所を転載 カラーは加筆
— 県道、--- 支弁里道、— 主要な里道



高野街道の道標（推出）

実際に県内道路を再編成したものです。県道は39路線、総延長132里12町（1里=3927m、1町=109m）となり、施行前の路線数より11路線も多くなりましたが、短い路線が増えたからで、総延長は逆に60里減少しています。県道といつても、大正9年4月1日の道路法施行以前は国が府県道認可手続きをしていないため、仮の県道（仮定県道）です。また、支弁里道として31路線、総延長117里3町が指定されています。支弁里道は県道と里道（市町村道）の中間に位置するもので、大幅に県道を減らした代替措置と思われる。もともと支弁里道は、和歌山市・田辺町・新宮町の市街地道路整備や迂回路による県道の路線変更などに際して、県事業として里道を改修するための特例でした。



高野街道（神谷）

3つの高野街道

この道路規則により、孝子街道、古座街道など多くの路線が県道から県費支弁里道に格下げされました。和歌山―龍神に変わって新たに龍神街道となつた南部―龍神も県費支弁里道に止まりました。

それまで3ルートあつた県道高野街道については、橋本―河根―神谷と笠田―花坂―大門はそれぞれ県費支弁里道「東高野街道」、「西高野街道」とされ、麻生津からの道は、管内図にも記載されないただの里道になりました。かわつて唯一の県道「高野街道」となつたのは、もとの里道高野往来（高野口駅―推出―長坂―神谷―不動坂―女人堂）でした。市街地道路など短い路線を除けば、里道が県費支弁里道を飛び越えて県道になつたのは新高野街道だけでした。

また、これまで国道・県道はすべて「街道」でしたが、この規則で初めて県道に

「停車場」と「港道」という道路名が現れます。市街地や幹線道路から鉄道駅までの短い連絡道路に和歌山停車場道、名手停車場道など13路線

港湾との連絡道路は有田港道、新宮港道など7路線です。これら20路線のうち、長さが1里以上あつたのは、わずかに由良港道（1里18町）と大崎港道（1里12町）だけでした。

それにしても、明治45年の道路規則で、県道の過半数が駅や港への連絡道路となつたのは、当時鉄道と海運がいかに重要な交通手段であつたかをよく物語っています。

高野街道の道路改修

晴れて県道となつた新高野街道にとつたのは、大正4年4月1日から50日間行われた高野山開創1千百年記念大法会です。これに間に合わせるため高野街道の大改修工事が実施され、高野口―推出は幅2間半（1間＝1・8m）の車道、推出―長坂―神谷―不動坂―女人堂は1間半の歩きやすい道となりました。

『和歌山県統計書』に街道「この道路



東高野街道



高野街道

高野街道と東高野街道の分岐（神谷）

橋梁費決算額が載せられるようになったのは大正5年版（4年度決算額）からです。残念なことに、新高野街道の大改修が行われた大正3年度決算額が1年違いでわかりません。

大正4年度から大正8年度まで、高野3街道5年間の決算額合計は、高野街道（3里24町）4万36円、東高野街道（3里11町）3万128円、西高野街道（5里3町）4万175円となっており、大改修が終わつたあと新高野街道の決算額が1桁大きくなっています。

道路時代の到来

乗合自動車の普及

明治41年から高野山への車道建設計画が県会で反対されつづけ、45年の道路規則で県道認定を厳しくできたのも、明治末期、和歌山県では鉄道と海運に圧倒されて、道路需要が最も低下していたからです。

大正2年、県内にも初めて3台の自動車が行くようになりました。その後、大正8年には13台、13年には134台と急増します。もちろんマイカーではなく、そのほとんどが乗合自動車か貨物自動車など業務用の車です。

乗合自動車が普及しはじめ、道路法ができ、ようやく本格的な道路建設の時代がやってきました。

道路法の施行と県道の増加

大正9年道路法の施行時、東高野街道や西高野街道など多くの県費支弁里道が、



東高野街道（河根）

県道に昇格したため、一挙に73路線212里となりました。その後、郡道の編入等もあり大正12年には137路線、333里、昭和3年には183路線、425里と飛躍的に県道が増加していききました。道路法施行前と比べると、わずか8年で県道延長は3.2倍になりました。

一方、大正9年以降、年額20万円から40万円台とだいに増加してきた道路橋梁費は、大正13年度には94万2千円と倍増し、土木費決算額の60%を越えました。その後3年間は80万円台で推移しますが、昭和3年度には、初めて100万円を突破し、4年度には不況対策もあり162万円と県歳出全体(663万円)の1/4を占めるに至りました。

道路橋梁費については、県の基幹道路である旧熊野街道と旧大和街道を県道甲号線として、集中的に配分しました。大正9年当時認定していた他の県道は乙号線、大正12年以降の郡道昇格などによる新規認定路線を丙号線としました。道路法施行前までのように県道が厳選されていたならば、これだけ県道が多くなると、新たなクラス分けが必要となつたわけです。道路橋梁費が増加したといつても、乙号線、ましてや丙号線まで改修費が十分行き渡りません。そのうえ、地元の寄付金も甲号線1割、乙号線2割、丙号線3割と差をつけられています。



高野街道(神谷から推出へ)

右側の道です。少し入ると倒木に塞がれるなど、完全に廃道となっています。左側の道は、もとは高野参詣自動車会社の乗合自動車専用道路だったと思われる

「街道」が消える

道路法の施行に伴い、道路名は起点終点で表示されることになり、正式な道路名から「街道」が消えました。

高野街道、西高野街道、東高野街道は、それぞれ高野高野口停車場線、高野笠田停車場線、高野橋本線と改称されました。道路法施行前に大規模な改修が終了して

いた高野高野口停車場線の道路橋梁費はおおむね5千円程度で推移し、年によつては高野笠田停車場線のほうが大きくなることもあり(大正13年度1万8759円)。しかし旧東高野街道である高野橋本線は、多い年でも2千円を少し越えるくらいで、相変わらず最低限の道路維持費しかでていません。

高野街道の盛衰

高野口の繁栄

大正4年の高野山開創1千百年記念大法会から大正14年南海高野線の高野下駅(推出)ができるまでの10年間で高野街道(高野口駅-女人堂)の絶頂期です。年間数10万人の高野参詣客が行き来する県内で最もにぎわった街道でした。

高野口駅の乗降客も、和歌山線では大正8年度から13年度まで6年連続首位で、県全体の鉄道駅の中でも、南海和歌山市駅に次ぐ地位を占め続けました。ピーク時の大正12、13年には年間乗降客は100万人(大正13年度乗客54万3805人、降客52万2905人)を突破しています。

経済的な波及効果も大きく、高野口駅前や推出には、多くの旅館が軒を連ねました。駅名を町名にした高野口町(旧名倉村)の人口は大正期を通じて1.5倍増加し、大正末には4409人となりました。

大正8年4月15日から高野登山自動車株式会社による高野口駅から推出までの乗合自動車の運行も始まりました。会社は推出から神谷への延長を企てますが、いくらなんでもこの間の道幅は1間半しかなく、歩行者や人力車には危険でした。この時は人力車夫や駕籠夫の猛反発もあり、路線延長は失敗に終わりました。

高野への鉄道
昭和4年、高野山電気鉄道株式会社に より高野下駅(推出)から極楽橋まで鉄 道が通じ、翌年には高野山までのケーブ ルができたことにより、高野登山者は電 車に乗って橋本から高野へ直接行けるこ



高野山ケーブルと不動坂

とになりました。

鉄道が高野下駅止まりならまだしも、高野山まで通じては、さしもの繁栄を誇つた高野街道も、一気に衰退しました。とくに推出から神谷にかけては、ほとんど民家はなく、その凋落は著しいものがあります。今ではこの区間の神谷側は完全に廃道となっています。

紀和鉄道の開通をきっかけに、参詣道路・観光道路として短期間に急成長した大正の高野街道は、それだけ交通環境の変化にも弱く、高野山電気鉄道の開通により、今度は急速に衰えました。

本記事は『和歌山県統計書』『和歌山県議会史』『和歌山県警察史』『高野口町誌』『九度山町史史料編』などを参考にしました。(森脇義夫)

収蔵資料の紹介①

貸り女房と妻の後ろ座

荒見村の頭屋と宮座

—北一夫氏旧蔵北家文書より—

貸り女房

当館が所蔵する那賀郡粉河町荒見、北家文書には、荒見村の氏神であった九頭神社の祭礼に関する資料が数多く残されています。その中の、年未詳辰九月の口上書（北家文書キー48）に次のような一節があります。「…講中御幣を相受け候せつ、女房ござなき者は宮座筋の者の娘を借用仕り、貸り女房と仕り候仕来り候…」九頭神社を祭る組織である荒見村の宮座は、上庁と下庁にわかれていました。

上庁は北・西・新家の地土（地侍）とその分家の七家から、下庁は地土の家来筋や村内の旧家から構成されていました。下庁のメンバーには祭礼を主催する頭屋が順番に廻ってきました。頭屋に当たった者は自宅に「御飯屋」と呼ばれた祠を杉の葉で作り、その中に神霊を移した御幣を祭りしました。先の資料は、独身の男性が頭屋に当たった場合、村内から年相応の未婚の娘を「貸り女房」（文字は資料のママ）と呼ぶ臨時の妻とし、男性と一



写真1 お芝



写真2 神輿のお迎え

緒に祭礼に従事させるという慣行があった事を述べています。これは大変特異な状況に思えますが、荒見村だけの特殊な慣行ではありませんでした。同様の事例は、島根県松江市、神魂神社の袴家神事を見学に行った時に聞いた事があります。

袴家神事では未婚の男性が袴家に当たると、急いで結婚しなければならなかったという言い伝えを聞き取る事が出来ました。一月吉日を選び、新たに袴家を受けた家には「お芝」（写真1）が作られ神霊を祭ります。袴家は毎日お芝を礼拝します。翌年の一月四日、袴家宅から神輿が出発し、袴家夫婦は神魂神社馬居前でその神輿を迎えます（写真2）。荒見村の祭礼でも、このような光景を見る事が出来た

のかもしれない。

日高町阿尾、白髭神社のク工祭りも頭屋によって祭礼が営まれますが、頭屋は夫婦とも健在である事が就任の条件となっています。頭屋の妻は「櫛取り」と呼ばれ、主として裏方の担当となり、神饌の準備等を行います。しかし、頭屋宅から神社へのお渡りに際しては、頭屋の妻の「櫛取り」ではなく、同じく「櫛取り」と称する女装した男性（写真3）が参加しています。



写真3 櫛取り



写真4 おんなり持ち

各地の祭礼を見ると、このような巧みな手法で女性を参加させたことにしている事例があります。写真4も女装した男

性で「おんなり持ち」と呼ばれ、花園村梁瀬、遍照寺で行われる御田の「昼飯持ち」の場面に登場しています。正月年頭にはその年の災いを除き五穀豊穡を祈願する「修正会」と呼ばれる法要が行われ、余興として様々な芸能が上演されました。御田はその一環として行われていました。遍照寺の御田は、婿と舅（福太郎と黒しらげとも言う）二人の掛け合いを中心に三時間近くをかけて、模擬的に農作業を行います。この祭礼は、長男しか参加できないと伝えられていました。

「おんなり持ち」は奈良県下の御田植神事の、昼食や出産の場面にも登場し、そこでは「オナリ」や「ウナリ」と呼ばれています。出産場面があるにもかかわらず男性の役となっています。著名な例では熊本県阿蘇神社の「ウナリ」（写真5）があります。「神様の弁当箱」とも呼ばれる、神饌を納める唐櫃を頭上に頂き、田植式のお渡りに参加します。阿蘇神社のウナリは社家の女性が勤めたと伝承され、社家の妻の役であったと考える事が最も自然な形であったと思われる。

以上のように、祭礼は男性が主体となつて執行されていると考えられています。が、実際には女性の関与が必須とされ、



写真5 阿蘇神社のウナリ

またおんなり持ちやウナリのような、最初から女性の役割を念頭に設定されたと考えられる場合も存在しています。

男性主体の祭礼は本土を離れ沖繩に向かうと、全く逆の状況となります。女性が祭礼の前面に現れています。沖繩では「ノ口」と呼ばれる女性司祭を中心に祭礼を行います。石垣島や西表島では「ツカサ」と呼ばれています。村々には御嶽と言う、氏神に相当する宗教施設があります。礼拝の対象となる神社建築のような建物はなく、木々がうっそうと茂る聖地があるのみです。ウタキの最も神聖な場所は「イベ」と呼ばれ、そこに立ち入る事が出来るのは、女性のみとされています。写真6は西表島祖納の、正月迎えと伝えられている「節祭」当日に、イベに祈願するツカサです。イベの手前には拝殿が設けられ、そこには男性司祭である「チチビ」が控えています。



写真6 イベに祈願するツカサ

このように、本土は男性が、沖繩は女性を中心に見えてはいますが、男性と女性がそろって祭礼を勤める事が基本にあったと思われまます。

妻の後ろ座

荒見村の祭礼で興味深いのは、祭礼を主催する頭屋に女性が関与するだけでなく、神社を祭る宮座組織に、女性の座が存在していた事を示す資料が残されている事です。経済的な理由のためでしょうが、宮座への出座を休んでいた善四郎が、宮座へ再出座することとなりその条件を定めました。その際交わされた証文、安政五年（一八五八）十一月「書附之事」（写真7、アー26-12）には「善四郎妻の儀は筋目これ無き人の娘ゆえ、たとえ後ろ座古形通り相起き候とも妻一代は罷り出申すまじき事」とあります。ここでは「善四郎の妻は宮座に出座する家の出身ではないので、古形の通り後ろ座が起



写真7 善四郎再出座につき書附

こつても妻一代は出座してはいけない」と定めています。同様の定めは宮座メンバーの新加入の際も取り交わされています。利右衛門入座の条件を定めた安政六年「嘜証文之事」（アー26-15）には以下のようにあります。「利右衛門妻の儀は、麻生津西之脇村善兵衛娘にて、同村において座筋目の分家の由にて座送り等もこれある趣に候えども、当村においてはたとえ座中たると雖も三、四代も相休み居り候株は座外たるべき由言伝に候ゆえ、後ろ座相起き候とも妻一代は罷り出申すまじき事。但し、利右衛門俵代よりは、諸事ほか講中同様たるべき事。」ここでは「利右衛門の妻は、麻生津西之脇村（現那賀町麻生津）善兵衛の娘で、善兵衛は西之脇村で宮座へ出座する家の分家であり座送り等もあるが、荒見村では三、四代も出座していない家は座外である旨言い伝えられているので、後ろ座が起こつても妻一代は出座してはならない」

書附之事

一善四郎出座之儀致中絶有之

一処今般銀子百匁為一樽料出之

一只今より出座為致可申事

一善四郎妻之儀者筋目無之人之娘故

一縦令後口座古形通相起候とも妻一代八

罷出間請事

右之通今般示談之上相調和順二

相治り候上者後々二至迄違乱有之間請

者也

善四郎（印）

安政五

午霜月日

東講中年行司

伴次郎（印）

嘜人

喜多淳介（印）

と定めています。荒見村には「後ろ座」と呼ばれた、宮座メンバーの妻連が出座する座が存在していたようなのです。しかし「たとえ後ろ座古形の通り相起き候とも」とあるので、当時は妻の出座は絶えていたようです。残された資料からは「後ろ座」がどのような座であったのか詳細は分かりませんが、文字通り「後ろ側の座」と解するならば、男性の後ろにその妻が着座していたのでしょうか。

この資料でさらに興味深いのは、妻も「座送り」が必要とされている点です。座送りは、紀ノ川流域や泉南地域の村落に特徴的に見られる資料で、宮座メンバーの家に跡取りが無く、男性を養子として迎えた時、男性の出身先の宮座が、その男性の家が宮座の一員である事を証明し、養子先の宮座への加入を認めてもらうために発給される文書であると理解されています。その書式は人別送り状をまねたものでした。北家文書中にも数通の座送りの証文（アー26-12ほか）があり、これまで百通を超える座送りを発見しましたが、女性名のみは存在していませんでした。妻の座送りのはたして、実際に行われていた慣行かどうか慎重な検討が必要となります。しかし、文書の中だけであっても、女性が座送りの対象となり、男女ともに座送り証文が必要とされている事には、座送りがこれまで主張されたように形式化していったと見るよりも、宮座組織を維持するうえで大変有用性をもって存在し続けていたと考え

るべきではないかと思われまます。

（伊藤信明）

平成15年度
歴史講座

今年度の歴史講座は、10月4日(土)、11日(土)、25日(土)の3回にわたって、きのくに志学館で開催されました。

4日は、和歌山大学名誉教授の安藤精一氏が『和歌山の風土と歴史』というテーマで講演しました。長い教官生活での体験談を交えながらユーモアたっぷり、郷土和歌山の恵まれた風土と歴史を紹介しました。アンケートによると、紀州人の気質の解説と熊野古道を「ふるみち」と呼んではどうかという提案には、多くの方が興味を持たれたようでした。また、改めて地域に誇りと自信を持つことの大切さを感じさせられたとの声もありました。

11日は、和歌山大学経済学部教授の高嶋雅明氏が『市町村の誕生』というテーマで講演しました。江戸時代の村落自治から近代市町村への変遷の様子や、明治22年の市制町村制によって国・地方自治の仕組みが作られ、現代の市・町・村が確立していく様子を詳しく紹介しました。明治初期の一時期に首長選挙が公選制であつたことや、明治政府が地方自治制度確立のために藤野新幾度も新しい法律を施行する様子



高嶋雅明教授の講演
安藤精一氏の講演



高嶋教授の講演

受講者にとつて印象深く感じました。25日も、

高嶋雅明氏が『昭和の市町村大合併』というテーマで講演しました。昭和28年9月1日に合併促進のために3年間の時限立法で発布された「町村合併促進法」、昭和31年6月30日に新しくできた市町村の建設支援と未

限立法で発布された「新市町村建設促進法」を中心に昭和の市町村合併について詳しく説明しました。明治期の合併に比べると、強制的な側面は少なく、人口増加や経済発展によって経済的・社会的に一体感が生まれてきたいくつかの町・村が合併する傾向にありました。しかし、当時和歌山県内で最もエネルギーを費やしたと思われる合併の一つである海草郡初島町や西牟婁郡西富田村の事例からは、合併の難しさを感じさせられました。受講者の方々から「開講回数を増やしてほしい」「今後、もっと和歌山の歴史について聞かせてほしい」という要望をたくさんいただきました。今後、さらに魅力ある講座を実現できるよう努めたいと思います。

平成15年度
民間所在資料調査員研修会
「古文書の取り扱いと保存対策」
「市町村合併と公文書の保存と活用」
—21世紀の地域創造と天草アーカイブス—

当館が実施中の「民間所在資料保存状況調査」の調査員研修会が15年12月5日に開催され、京都造形芸術大助教授の尾立和則氏と、熊本県天草市職員の平田豊弘氏が講演されました。当日は県内市町村から、市町村史編さん担当・文化財担当・文書主管課の方々も参加されました。

尾立和則氏の講演

「古文書の取り扱いと保存対策」
尾立氏は、文書・絵画資料等の修理技術についての専門家です。実際にいたんだ資料を手にとって、そのいたみの原因を分かりやすく解説し、それらの様々な環境に応じた保存・修理方について、簡易・応急的な方法からより完璧を目指した方法まで、具体的に教えて下さいました。近年は修理についても、出来るだけ手を加えないで、「現状」を保存していくという動きになっているとのこと。当館の修復・保存対策にも、大変参考になるお話しでした。

平田豊弘氏の講演

「市町村合併と公文書の保存と活用」
平成14年4月に開館した天草アーカイブズ(文書館)の設立経緯と理念、市町村合併に向けた公文書保存への取り組みをお話しいただきました。天草地域では、本渡市・同館が中心となり、各市町村公

文書の現状調査を行う等、合併に向け様々な取り組みがされています。同館は独自の建物を持つた施設ではありません。公文書館とは、必ずしも専用の施設を必要とするものではなく、より開かれた行政を目指すためにも必要な「機能」なのだと言われました。



尾立氏の講演



平田氏の講演

貴重な資料・文献の寄贈

平成15年度も貴重な歴史資料・文献の寄贈がありました。多くの方々にご利用いただけるよう大切に保存します。

・貞木哲也氏

明治・大正期の土地売買に関する証書類や大福帳など94点

・大岡 興氏

大正・昭和初期の教科書79冊など31

5点



平成16年度事業のお知らせ

古文書講座

開催日 7月下旬～8月下旬土曜日

回数 5回

申込方法 詳細は広報紙等に掲載

古文書に関心があり、古文書の基礎知識を習得したい方を対象に開催します。

歴史講座

開催日 10月 土曜日

回数 3回

申込方法 詳細は広報紙等に掲載

和歌山県の歴史をご紹介します。

民間所在資料保存状況調査

県内の個人のお宅や蔵、寺社等で保存されている記録類(古文書等)がどこに、どんな状態であるか(保存状況)を調査しています。平成16・17年度は橋本市・伊都郡と有田市・有田郡で実施します。各市町村の調査員が電話・訪問により調査しますので協力をお願いします。また、所蔵者の方に限らず、文書の所在をご存じの方は是非文書館にお知らせください。

パネル展示

「収蔵資料を多くの方々にご覧いただくため、パネルにして展示しております。平成15年3月からは、文書館入口に加え、きのくに志学館の正面玄関にも展示しております。」

文書館の利用案内

◇ 利用方法 ◇

閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

◇ 開館時間 ◇

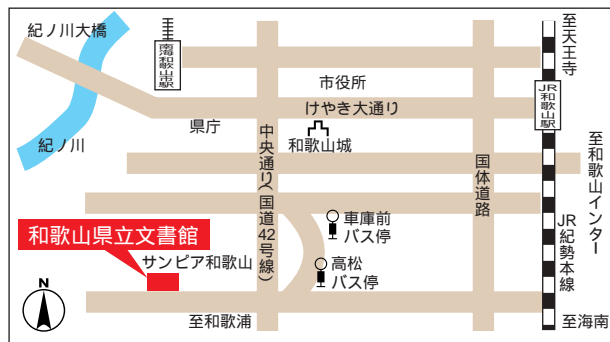
火曜日・金曜日 午前10時～午後6時
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時
5月5日・11月3日 午前10時～午後5時

◇ 休館日 ◇

月曜日・国民の休日(5月5日・11月3日を除く。ただし、その日が月曜日にあたるときはその翌日)
年末年始(12月28日～1月4日)
館内整理日(毎月初日・1月5日・月の初日が月曜のときは翌日も休館)
特別整理期間(毎年6月中旬に10日間)

◇ 交通のごあんない ◇

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分
JR和歌山駅からバスで20分
南海電鉄和歌山市駅からバスで20分



ホームページアドレスが変わりました
<http://www.wakayama-lib.go.jp/monjyo/montop.htm>

和歌山県立文書館だより 第14号

平成16年2月29日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒641-0051
和歌山市西高松二丁目七十三八
きのくに志学館内
電話 〇七三二四三六九五四〇
FAX 〇七三二四三六九五四一
印刷 有限会社 阪口印刷所